

諮問日：令和2年6月18日（令和2年度（検審情）諮問第2号）

答申日：令和2年11月24日（令和2年度（検審情）答申第3号）

件名：横浜第一検察審査会における特定の審査事件の文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の審査事件3件に関する文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、横浜第一検察審査会（以下「諮問庁」という。）が、本件開示申出文書は、いずれも特定の審査事件の審査活動に関する文書（以下「審査事件に関する文書」という。）であり、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和2年3月16日付けで原判断を行ったところ、開示申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ、開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件申立てにかかる3件の事件については、証拠の中に正しく記載されていないものがあるなど、捜査官が適正な捜査を行っていないと思われるので、横浜第一検察審査会は何をもとに判断をしたのかを確認したい。

第4 諮問庁の説明の要旨

検察審査会行政文書の開示手続の対象となるのは、検察審査会事務局の職員が、検察審査会行政事務に関し作成又は取得した文書で、組織的に用いるものとして保有しているものである。開示申出書の記載内容から、本件開示申出文

書は、いずれも審査事件に関する文書と解され、検察審査会行政文書の開示手続の対象には該当しない。

そして、本件開示申出においては、横浜第一検察審査会の事件番号、検察庁の事件番号、開示申出人の具体的な行為及び当該審査事件の関係者の具体的な行為等により文書を特定しているところ、単に本件開示申出文書が開示手続対象外であると回答することは、開示申出人や当該審査事件の関係者の行為等が記載された文書が存在するとの誤解を与えかねず、ひいては、開示申出人や当該審査事件の関係者の個人に関する情報が公にされたとの誤解を与えるおそれがある。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすることなく、仮に存在するとしても開示手続の対象とはならないとして不開示とした。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和2年6月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年7月3日 | 審議 |
| ④ 同年8月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月24日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断において、本件開示申出文書は、審査事件に関する文書であって、仮に存在するとしても、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とし、諮問庁は、本件開示申出文書を、特定の審査事件における検察審査会の判断が記載された文書と解し、これらの文書は審査事件に関する文書であって、検察審査会行政文書の開示手続の対象となる文書に該当しないとした上で、これらの文書が検察審査会及び検察庁の特定の事件番号、開示申出人並びに当該審査事件の関係者の行為等により特定されており、単にこれらの文

書が検察審査会行政文書の開示手続の対象ではない旨回答することは、開示申出人及び当該審査事件の関係者の行為等が記載された文書が存在するとの誤解を与えかねず、ひいては、個人に関する情報が開示されたとの誤解を与えてしまうから、仮に存在するとしても開示手続の対象にはならないとしたと説明する。

- 2 そこで検討すると、開示申合せによれば、検察審査会行政文書の開示手続の対象となる文書は、検察審査会事務局の職員が職務上作成又は取得した検察審査会行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、検察審査会事務局の職員が組織的に用いるものとして、検察審査会が保有しているものである。また、検察審査会行政文書には、審査事件に関する文書は含まれないと解されるが、その理由は、検察審査会の事件審査は、その結論如何で起訴に繋がり得るものであり、捜査密行性の原理に立つ捜査手続の一環としての性格も持つことから、審査活動に関する文書は、情報公開法制において開示対象外とされる刑事事件関係文書と同様の性質を有するからである。

本件開示申出書の記載及び苦情申出人の補足説明等を総合して検討すると、本件開示申出文書に対応する文書としては、例えば、本件に係る会議録、議決書及び議決の要旨等が考えられるところ、これらを含め、本件開示申出文書は、いずれも審査事件に関する文書である。したがって、本件開示申出文書は、いずれも検察審査会行政文書ではなく、同開示手続の対象とはならない。

- 3 なお、原判断は、本件開示申出文書を不開示とする理由を、仮に存在するとしても、検察審査会行政文書開示手続の対象ではないとし、諮問庁は、上記のとおり、これに沿う説明をしているが、不開示理由としては、単に、本件開示申出文書は検察審査会行政文書ではなく、同開示手続の対象外であると説明すれば足りる。そのような説明をしたからといって、開示申出人及び当該審査事件の関係者の行為等が記載された文書の存否を明らかにするものではない。
- 4 以上の次第であって、本件開示申出文書について、いずれも検察審査会行政

文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 角 田 正 紀

委員 神 田 安 積

委員 野 口 貴 公 美